

# 確定申告はお早めに

問 所得税に関すること 東金税務署 ☎0475-52-3121  
町・県民税に関すること 町民税務課 課税係 ☎77-3915

## 町の申告相談

### ■相談会場

役場南庁舎 2階第1会議室（昨年と会場が異なりますのでご注意ください）

### ■相談内容

比較的単純な種類の申告は、役場職員が申告書作成

をお手伝いします。複雑な申告や、額が大きく影響が重大であるような申告については、税務署での申告をお願いします（広報1月号に役場で受け付ける申告の一覧を掲載しています）。

### ■申告書提出のみの場合

提出のみの場合は、本庁舎1階の町民税務課課税係窓口でお受けいたします。

## 町の申告相談日程表

月 日	曜日	場所	対 象 地 区	
			午前9時～11時	午後1時～4時
2月16日	火	※ 昨年と会場が異なります。 南庁舎2階第1会議室	はにわ台東	はにわ台南
17日	水		はにわ台北1・北2	バルールド、小池5、あけぼの
18日	木		小池1・2・4、ハニワ台ニュータウン	千代田、坂志岡、スカイビレッジ
19日	金		小池3・6・7・8・9	岩山、三和、朝倉、浅川稲葉、一本松
22日	月		全 地 区 対 象	
23日	火		山中東、山中西	境宮崎、下吹入、上吹入
24日	水		中郷、中谷津、住母家	高谷、殿部田、川津場、山田
25日	木		菱田東、菱田宿、谷平野	辺田、飯櫃、小原子
26日	金		大台北、大台南、芝山	大台宿、大台西、芝山台
29日	月		全 地 区 対 象	
3月 1日	火		宝馬	牧野東、牧野西
2日	水		新井田新田	新井田
3日	木		高田東	高田西
4日	金		白栴	加茂
7日～15日	(土日を除く)		全 地 区 対 象	

## 申告と納付の期限は…

### ◎所得税

2月16日(火)～3月15日(火)（土、日を除く）  
午前9時～11時、午後1時～4時

### ◎贈与税（提出は東金税務署へ）

2月1日(月)～3月15日(火)

### ◎個人事業者の消費税および地方消費税

3月31日(木)まで

（提出のみ町でも受け付けます）

## 「振替納税利用時の残高確認」と「納期限内納付」について

振替納税を利用されている方は、振替日（所得税は4月20日(水)、消費税は4月25日(月)）までに、預金口座の残高をご確認ください。

振替納税を利用されていない方は、納期限までに金融機関または所轄の税務署の窓口で納付してください。また自宅からインターネットを利用して納付することもできます。



## 国民健康保険証の使用 正しくできていますか？

町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

医療機関を受診する際、保険証を正しく使用しないと自己負担額が一時多く掛かったり、保険が利用できなかったりする場合があります。使用前に必ず確認してください。

### 確認ポイント

- 有効期間内の保険証ですか？  
有効期限を経過した保険証は使用できません。新しい保険証の交付を受けてください。
- 社会保険に加入していませんか？

社会保険に加入した場合、国保資格の喪失手続きが必要になります。社会保険に加入後、社会保険証がすぐに交付されないからといって国保の保険証を使用してしまうと、保険分を返還していただくこととなります。社会保険に加入した場合は、14日以内に喪失手続きを行ってください。

※国保資格は社会保険加入時にさかのぼって喪失されます。  
○交通事故や第三者からの受傷ではありませんか？

交通事故など、第三者から傷病を受け国民健康保険を利用して受診する際には届け出が必要です。医療機関を受診する前に国保年金

係へご相談ください。

- 仕事上の病気やけがではありませんか？  
労災保険の対象となるため、国民健康保険は使用できません。
- 高額療養費の申請はお済みですか？

医療費の自己負担額が高額になったとき、申請をして認められると高額療養費が支給されます。該当する方には通知が送付されます。申請には領収書が必要になりますので、確定申告などで領収書を使用される方はご注意ください。

### 確定申告は忘れずに！

国保税の算定や、高齢者の医療の負担割合、高額療養費の自己負担限度額などは申告情報をもとに決定されます。所得の申告は必ず行ってください。

※収入が無く、ご自分の扶養にもなっていない方は、住民税の申告が必要になります。



## 年金額を満額に近づけるため 「追納」をおすすめします！

町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間で10年以内の期間は、保険料を「追納」することができます。納付書の発行依頼は年金事務所またはねんきんダイヤルへお願いします。

保険料を追納することにより、免除・猶予を受けずに納めていた方と同じように年金額が計算され、老齢基礎年金を満額に近づけることができます。ただし、免除・納付猶予を受けてから3年度目以降に追納すると、当時の保険料に加

算金がかかりますので、早めに追納することをおすすめします。

### 問合せ

千葉年金事務所  
☎043-242-6320  
ねんきんダイヤル  
☎0570-05-1165

平成28年3月末日までに追納する場合の1カ月分の保険料額 (月分)

年度	全額免除 若年者 納付猶予 学生 納付特例	4分の3免除 (4分の1納付)	半額免除 (半額納付)	4分の1免除 (4分の3納付)
平成17年度分	14,880円	—	7,440円	—
平成18年度分	14,930円	11,190円	7,460円	3,730円
平成19年度分	14,960円	11,210円	7,480円	3,730円
平成20年度分	15,090円	11,320円	7,540円	3,770円
平成21年度分	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円
平成22年度分	15,430円	11,570円	7,720円	3,850円
平成23年度分	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円
平成24年度分	15,070円	11,300円	7,530円	3,760円
平成25年度分	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円
平成26年度分	15,250円	11,440円	7,620円	3,810円

注) 追納は、古い年月の分から順に納めることになっています。